

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題であり、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

当社は、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社社内規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。また当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主その他の全てのステークホルダーの利益に資する経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」については、その全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サイバーエージェント	6,485,000	57.15
KSK ANGEL FUND LLC	1,248,000	11.00
中山 亮太郎	292,000	2.57
堀越 寛世	200,000	1.76
坊垣 佳奈	98,000	0.86
木内 文昭	98,000	0.86
マクアケ従業員持株会	14,500	0.13

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社サイバーエージェント (上場:東京) (コード) 4751
--------	-----------------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社(株式会社サイバーエージェント)の企業グループとの取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。

なお、特に重要な親会社の企業グループとの取引については、独立役員のみで構成される会議体において、適正な取引条件の確保がなされているかの協議を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社取締役のうち親会社である株式会社サイバーエージェントの取締役を務めるものは1名で、当社取締役6名の半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。さらに経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が2名就任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
勝屋 久	他の会社の出身者													
馬淵 邦美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝屋 久		該当事項はありません。	同氏は、長年携わった事業会社でのベンチャー支援業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適していると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。

馬淵 邦美	当社の取引先であるFacebook, Inc.社の日本法人Facebook Japan株式会社に2018年7月～2019年10月の間、執行役員ディレクターとして勤務しておりました。	同氏はグローバル市場における知見及び事業会社での豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、経営戦略の専門家として独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役に選任しております。 また、当社とFacebook Japan株式会社及び同氏の間特別な利害関係はなく、当社とFacebook, Inc.社との取引はかなり小規模であるため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	2	1	1	3	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	2	1	1	3	0	社外取締役

補足説明

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役、社外監査役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち過半数は社外役員とすることと定めており、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。なお、一般株主の利益保護の視点からの意見を今以上に多方面から得るため、2019年12月開催の定時株主総会にて新たに選任した社外取締役も委員として選任することを検討しております。

取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役、社外監査役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち過半数は社外役員とすることと定めており、取締役候補者の選定に関して、取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。なお、一般株主の利益保護の視点からの意見を今以上に多方面から得るため、2019年12月開催の定時株主総会にて新たに選任した社外取締役も委員として選任することを検討しております。

取締役会においては、指名諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役候補者の選定を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査担当者から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

篠木 良枝(本名:藤田 良枝)	公認会計士																					
串田 規明	弁護士																					
大山 陽希	公認会計士																					

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠木 良枝(本名:藤田 良枝)		該当事項はありません。	同氏は公認会計士の資格を活かして大手監査法人において数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験を有しており、上場に向けた体制整備に豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して常勤監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。
串田 規明		当社の兄弟会社である株式会社シー・イー・モバイルに2004年11月～2013年10月の間、法務担当者として勤務しておりました。	同氏は弁護士資格を活かし弁護士事務所及び自ら設立した法律事務所等において数多くの事業会社に対する法的アドバイスを行ってきた経験を有しており、豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、当社と株式会社シー・イー・モバイル(現:株式会社CAM)及び同氏との間に取引関係及び特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。
大山 陽希		該当事項はありません。	同氏は公認会計士の資格を活かして大手監査法人及び自ら設立した会計事務所等において数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験を有しており、上場に向けた体制整備に外部コンサルタント又は社外役員として携わった豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

2019年12月の定時株主総会にて選任した社外取締役を独立役員として指定し、独立役員を5人体制といたしましたので一般株主の利益保護となる視点の意見を今以上に多方面から検討し、有効活用してまいります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬については、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対して、当社の事業推進において重要な役割を果たすことが予想される、または期待される者を選定しストックオプションを付与することで業績向上へのインセンティブを高めております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役については報酬諮問委員会による協議を踏まえ、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。各監査役の報酬額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは経営管理本部にて行っております。取締役会付議事項につきましては、経営管理本部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

取締役会は、取締役6名で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会全体に占める社外取締役の割合は3分の1であります。

当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しており、定められた職務権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。

監査役会

監査役会は、常勤の監査役1名と非常勤の監査役2名で構成されております。監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。また監査役は、内部監査担当及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

常勤役員会

常勤役員会は、業務執行取締役、経営管理本部責任者、常勤監査役及び必要と認められる者で構成されております。常勤役員会は毎週1回開催され、定められた職務権限に基づき、経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役、監査役及び内部監査を担当する者により構成されており、原則として半期に一度開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

報酬諮問委員会・指名諮問委員会

当社は株式会社サイバーエージェントの子会社であり、同社の上場子会社となることから、一般株主との間に利益相反関係が発生するリスクが存在することを踏まえ、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、2019年10月より、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設

置し、2019年11月に委員を選任しております。

a. 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役、社外監査役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち過半数は社外役員とすることと定めており、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。なお、一般株主の利益保護の視点からの意見を今以上に多方面から得るため、2019年12月開催の定時株主総会にて新たに選任した社外取締役も委員として選任することを検討しております。

取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

b. 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役、社外監査役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち過半数は社外役員とすることと定めており、取締役候補者の選定に関して、取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としております。なお、一般株主の利益保護の視点からの意見を今以上に多方面から得るため、2019年12月開催の定時株主総会にて新たに選任した社外取締役も委員として選任することを検討しております。

取締役会においては、指名諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役候補者の選定を行うこととしております。

独立役員会議

独立役員会議は、業務の執行と一定の距離を置く独立社外役員が事業の運営において重要な事項に関する議論により積極的に貢献することを目的として設置しております。独立社外役員である社外取締役及び社外監査役は、独立役員会議での情報共有と意見交換を踏まえ、当社の中長期の収益性及びコーポレート・ガバナンスの向上を目指します。また、独立役員会議は、当社取締役会の諮問等の求めに応じ、重要な事項に対し独立した客観的立場から適切な助言を行います。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するために社外取締役及び社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能を備えることに加え、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることが、株主を含めた全てのステークホルダーの利益に資する経営の実現と企業価値の向上に有益であると考えているためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにて作成・公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会等を開催し、経営方針や業績を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会等、積極的に活用する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にてIRを担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社のコンプライアンス規程では、ステークホルダーの立場の尊重について以下の通り規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の遵守と社会規範に則した行動 法令や社会規範を正しく理解し、これを遵守する。 ・適正な情報提供 サービスの内容・性質を当社サービス利用者に理解適切に理解させるため、広告・情報提供に関連する法令を遵守して適正に情報を提供する。 ・経営情報の開示 株主、投資家等に対して、財務内容、事業活動等の情報を法令の定めに従い適正に開示する。 ・インサイダー取引の防止 当会社及び関係会社、又は取引先における公表されていない重要情報を利用した株式等の取引を未然に防止する体制を構築する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業績結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することをIR活動に関する基本方針として考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守を徹底するため、下記のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整備しております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は取締役会において、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、業務執行状況に関する報告を受け、業務執行を監督します。

使用人の職務の執行に対しては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者が内部監査を実施し、業務が法令及び定款に適合しているかを監査し、当該結果を代表取締役社長に適宜報告します。

加えて、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス遵守体制の構築・維持にあたります。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録等の情報については、社内規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理する体制を構築しております。

ハ リスク管理に関する体制

当社は、想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑える体制としてコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。そのために「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、社内にも周知徹底する体制を整備し、経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理本部が対応を一元的に管理し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。新規取引を行う際には、規程及びマニュアルに基づき日経テレコン等を利用した反社チェックを行うとともに、新規取引を行う場合の契約条項には、反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

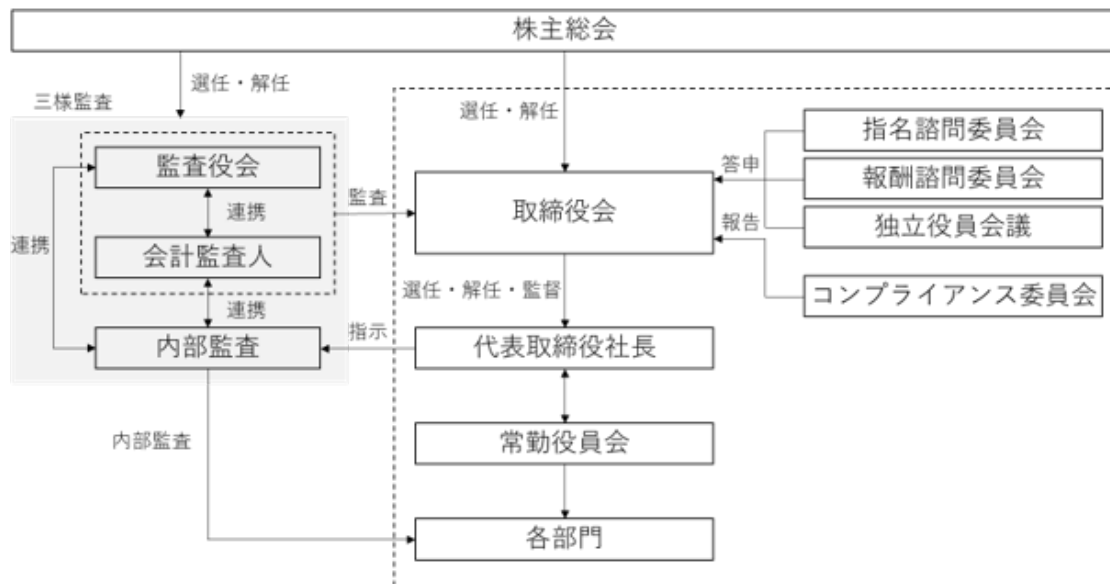
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【模式図(参考資料)】

